

平成30年度 文教委員会資料②

【所管事務の調査（報告）】

第4期川崎市男女平等推進行動計画の策定について

資料1 「第4期川崎市男女平等推進行動計画（案）」に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

資料2 「第4期川崎市男女平等推進行動計画」新旧対照表

資料3 「第4期川崎市男女平等推進行動計画」概要版

資料4 「第4期川崎市男女平等推進行動計画」冊子

市民文化局

（平成30年4月27日）

「第4期川崎市男女平等推進行動計画(案)」に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

川崎市では、男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざして、基本的な目標や施策の方向性を示し、具体的に実施する施策事業を体系付けた行動計画を策定しています。

このたび、この行動計画を、これまでの取組状況や課題、社会状況の変化等を踏まえ改定することとし、改定案として「第4期川崎市男女平等推進行動計画(案)」を取りまとめ、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、12通(意見総数62件)の御意見をいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「第4期川崎市男女平等推進行動計画(案)」について
意見の募集期間	平成29年12月11日(月)から平成30年1月26日(金)まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより(平成29年12月21日号掲載) ・ 市ホームページ ・ 紙資料の閲覧 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、 市民館(本館・分館)、川崎市男女共同参画センター、 市民文化局人権・男女共同参画室 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民説明会等
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ ・ 紙資料の閲覧 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、 市民館(本館・分館)、川崎市男女共同参画センター、 市民文化局人権・男女共同参画室 </div>

3 結果の概要

意見提出数（意見数）		12通（62件）
（内訳）	電子メール	6通（36件）
	ファックス	4通（22件）
	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）
	説明会等の当日提出されたもの	2通（4件）

4 御意見の内容と対応

計画に基づき取組を進めるべきといった計画（案）の趣旨に沿った御意見のほか、用語の説明について明確な表現への変更を求める御意見や計画（案）に位置付けられている施策についての質問などの御意見が寄せられました。

御意見を反映し計画の内容をより明確にするため一部文言を修正して「第4期川崎市男女平等推進行動計画」を策定します。

【対応区分】

- A：御意見を踏まえ、計画に反映したもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後取組を進める中で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、市の考え方を説明・確認するもの
- E：その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 計画全般に関する事		2		4		6
(2) 第1章「計画の策定にあたって」、 第2章「計画の基本的な考え方」に関する事		1		2		3
(3) 目標Ⅰに関する事	1	10		2		13
(4) 目標Ⅱに関する事		12	6	2		20
(5) 目標Ⅲに関する事		6		6		12
(6) 第4章「計画の推進について」に関する事		1		2		3
(7) その他					5	5
合計	1	32	6	18	5	62

具体的な意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 計画全般に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	包括的でしっかりとした計画である。この計画にある男女共同参画の取組をゆるまず推進していただきたい。	本計画は、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざすため策定しました。 今後も、男女共同参画社会の形成に向けて、本計画に基づき、着実に取組を進めてまいります。	B
2	計画書にコラムがいくつも記載されているのが、分かりやすくよい。	今後も、計画について広く理解が得られるよう親しみやすい広報・周知に努めてまいります。	B
3	男女共同参画社会の実現は、川崎市政にとって、どの程度の重要課題と位置付けられているのか不明である。	川崎市がめざす「最幸のまち・かわさき」の実現のためには、性別にかかわらず、誰もが個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の形成に向けた取組が大切であり、川崎市総合計画におきましても、政策 5-2「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」に連なる施策として「男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進」を位置付けております。	D
4	セクシャリティが男女でない方について、男女共同参画といった表現は違和感があるのではないかと気になる。今後、「ダイバシティ」などの表現を変えていくことが必要になるのではないか。	本計画は、「男女共同参画社会基本法」による市町村男女共同参画計画として、「男女平等かわさき条例」に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的に策定しておりますことから、「男女共同参画」という表現を使用しております。 なお、本計画においては、国の第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、「女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会」としての「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざしており、対象となる「全ての個人」に性的マイノリティの人々も含まれております。	D
5	計画が読みにくい。専門的な人以外に見てもらうために、もっと見やすくしてほしい。	本計画は、これまでの取組状況や現状分析を行い、それらを踏まえ川崎市が推進する施策を体系的に示したものとなっております。より広く計画について知っていただけるよう計画の概要版を作成・配布します。	D
6	男女平等とは何か。	本計画において、「男女平等」とは、性別による差別を受けることなく人権が尊重されることであり、あらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることなく、自立することができ、共に働き、学び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさきをめざしています。	D

(2) 第1章「計画の策定にあたって」、第2章「計画の基本的な考え方」に関する
こと

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
7	これまでの取組の進捗や成果が不明である。	これまでの取組状況については、年度ごとに、事業の進捗状況を踏まえた計画の点検・評価を行っており、その結果を年次報告書として公表しております。 なお、本計画の第1章3「第3期行動計画の取組状況と課題」に、計画期間における総括としての取組状況や、課題を記載いたしております。	D
8	一つ一つの施策に対して、どのような課題があるため、その施策を行うという記述をして、施策に取り組む理由を明確にしてほしい。	本計画の第1章3「第3期行動計画の取組状況と課題」(2)において、課題と、その課題解決のために、第4期行動計画のどの基本施策に反映させ取組を進める必要があるのかを記載しています。 また、第2章4で体系図を示すとともに、第3章「施策の展開」において、目標や基本施策ごとに、位置付けた施策の重要性や必要性などを記しております。	D
9	全体的に意識変化はよくなっているようだが、現実生活は厳しくなっており、改善に結び付きにくい面が多いように思われる。	固定的な性別役割分担意識の変化については、薄れてきてはいるものの、未だ残っており、また、仕事と生活を取り巻く状況では、女性雇用者の半数以上が非正規雇用者であり、年齢階級別労働力率における女性の「M字カーブ」問題が課題とされています。 こうした課題を踏まえ、本計画では、市民の暮らす生活の場面ごとに3つの目標を掲げ、取組を進めてまいります。	B

(3) 目標 I に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
10	パパ向けサロンや、父子やパートナーと参加できるイベントやワーク・ライフ・バランスセミナー等を市民館等各区で実施してほしい。	男性の参加促進に向けて、両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画していくとともに、教育文化会館・市民館・分館における「家庭・地域教育学級」の企画の際に、男性の子育て参加促進につながる内容の検討を行ってまいります。	B
11	父親が楽しく育児や家事に参加していただけるような身近な事例をネットやアプリ情報で提供してほしい。	川崎市では、市ホームページに「かわさき子育て応援ナビ」を掲載しているほか、区ホームページに、週末開催のイベント情報などを含めた子ども子育てに関する情報を集めたページを作成・掲載しています。また、かわさき子育てアプリで、子育てに関するイベントや施設情報等を配信しています。 今後も、さまざまな媒体を活用して、子育てに関する情報をわかりやすく、興味を持っていただけるよう工夫しながら、提供してまいります。	B
12	各区の両親学級や男女平等推進学習などで、乳幼児のいる父親に対し、ちちしるべの配布、イクメン研究所やパパ子育てサークルなどの紹介機会をつくってほしい。	両親学級や子育てセミナー、教育文化会館・市民館における「男女平等推進学習」の講座開催に際して、父親等への情報提供を図るなど取組を進めてまいります。 また、平成 29 年 6 月から母子健康手帳交付時に「川崎市パパと子手帳」を配布し、男性の積極的な育児参加の普及啓発に努めております。	B
13	情報提供や啓発方法について、様々な媒体や方法での発信をしていただきたい。	情報提供については、引き続き紙媒体だけでなく、ホームページや SNS など様々な媒体を活用してまいります。	B
14	アンケート調査などは、年齢・男女・職種などで個別集計し相対比較統計を出すべきである。	アンケート調査等の実施にあたっては、性別等により課題やニーズが異なる場合があることに留意し、効果的に事業を推進するため、必要に応じて性別データ等の把握に努めてまいります。	B
15	乳幼児から生涯にわたり、固定的性別役割分業意識にとらわれない人権意識の形成が大事である。	生涯にわたる固定的な性別役割分担意識にとらわれない人権意識の形成は重要であり、本計画に基づき、「就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進」、「若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進」、「男女共同参画に関する生涯学習の推進」などに取り組んでまいります。	B
16	各市民館の人権・平和学習などでは、企画段階から市民が参加し、市民意見を十分に反映させていくようにすべきである。	教育文化会館・市民館における「男女平等推進学習」や「平和・人権学習」などの事業の実施にあたっては、市民意見等の反映に努めてまいります。	B
17	人権教育は、まず庁内での学習を徹底すべきである	市職員の人権学習については、目標 I 基本施策 1 に施策 6「市職員の意識改革」を位置付けており、引き続き採用時以降、職位ごとに受講する研修や人権に関わるテーマでの研修等を実施してまいります。	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
18	29 ページ脚注の性同一性障害についての記載について、「苦しんでいる状態」と記載するのではなく、「身体の性と心の性が異なる、または違和感を覚える」などに文言を変更した方がよい。	性同一性障害の記載については、性的指向や性自認に関する公的機関の解説なども変化している実情がありますことから、御意見を踏まえ、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」に基づいた記述といたしました。	A
19	相談事業の実施において、相談員の人材の確保・育成、そのための待遇改善に向けた検討等が重要であり、計画案に独立した項目「相談員の安定的確保と人材育成」を立てることを提案する。	本計画は、男女平等施策及び各施策において男女共同参画の視点が求められる取組等について、市民の暮らす生活の場ごとに体系化しております。相談事業の実施にあたっては、相談員の確保や育成は重要であると考えており、事業で求められる専門性や相談ニーズ等を踏まえ、相談員への研修などを進めているところです。 引き続き各相談事業を実施する上で、相談員の確保や育成に留意して取組を行ってまいります。	D
20	相談業務では、専門職を置くことも大事であるが、ゆとりある人的配置や育成について考慮していくべきである。	相談事業について、引き続き安定的な運営に向けた人材の確保や育成に努めてまいります。	D
21	DV等の相談について、生活自立できるような具体的な方策が必要である。	「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」（平成27年策定）に基づき、引き続き相談支援の機能の強化とともに、被害者の個々の状況に応じた自立支援に取り組んでまいります。	B
22	若年層の売買春は複合的、かつ重層的な背景・原因が多いので、一人ひとりを認め、自分で考え、判断できる基本的な生きるための援助ができる方策を用意すべきである。	区保健福祉センター等において相談支援を行っており、今後も、関係機関等が連携し、発生の防止と自立に向けた支援に努めてまいります。	B

(4) 目標Ⅱに関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
23	女性が経済的に自立し、地域活動に参加できるようになるためには、働き方改革による職場の労働環境の改善などが一刻も早く実現されなくてはならない。	性別にかかわらず、個性や能力を發揮できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくりなどに取り組んでまいります。	B
24	地域の企業経営者、起業家、女性、男女平等推進に意欲のある方、若者、市職員等の交流の場、自由な意見交換の場を設けるなど参加型での働き方改革を進め、様々な状況にある人の多様な意見を聞きながら、川崎市全体における働き方改革を浸透させていくことが必要である。	多様な人材の活用や多様な勤務形態の導入など「働き方改革」による市内中小企業活性化に向けた取組において、さまざまな方から多様な御意見をいただきながら、働き方改革を進めてまいります。	B
25	企業を超えた地域企業の社員間交流として、経営者向けの研修会を実施することを提案する。また、交流を通じ、好事例の共有や検討を進めるべきである。（同趣旨他2件）	市内中小企業の「働き方改革」への取組促進のための啓発活動及び支援事業において、経営者向けの研修会や好事例紹介などの取組を進めてまいります。	B
26	事業所における働き方改革が進むよう、戦略としてのワーク・ライフ・バランス、働き方改革ということでの、個別コンサルタントの派遣を行うなど、事業所への働きかけを行ってほしい。（同趣旨他1件）	市内中小企業の「働き方改革」への取組促進のための啓発活動及び支援事業において、個別コンサルタントの派遣の取組を進めてまいります	B
27	「男女問わずの働き方改革」を進めるためには、女性の就労形態の多様化（夜間・土日勤務等）に対応できる保育等の環境づくりも現実には求められているのではないかと。	男女がともに仕事や家庭に関する責任を担い、ワーク・ライフ・バランスの実現や、出産・子育て期において多様な選択が可能となるよう、子育て支援策や保育サービス等の充実に向けて、夜間保育、一時保育、休日保育等、多様な保育事業を推進してまいります。	B
28	教育委員会と連携し、働いている社員の家庭教育学級を、支援して欲しい。	企業等と連携し、企業における社員等を対象とした家庭教育学級については、平成28年度から実施しており、今後も取組を進めてまいります。	B
29	長時間労働等の男性中心型労働慣行の見直しについては、企業等における自主的な取組が不可欠であるため、意識啓発や制度の導入等、取組に積極的な企業等に対する支援や表彰等を通じて意欲の向上を図ってほしい。	川崎市において、女性の活躍推進に積極的に取り組む中小企業を認証する制度の創設を検討しております。 この新たな認証制度により認証を取得した企業について、広報等の支援をすることなどによって、自主的な取組を促進してまいります。	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
30	一般事業主行動計画策定や「えるぼし」認定等を取得した企業や団体などへの、入札総合評価への優遇される条件の追加や広報支援等のインセンティブを付与してほしい。	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく国の認定制度である「えるぼし」とは別に、川崎市において、女性の活躍推進に積極的に取り組む中小企業を認証する制度の創設を検討しております。検討にあたっては、認証された企業等への効果的なインセンティブとなるよう留意してまいります。 公共調達における評価項目の設定については、新たな認証制度と併せ、検討してまいります。	C
31	中小企業ならではの人材確保とプランディングにつながるような取組が評価される認証制度を構築し、公共調達の評価項目を設定するなど、認証された企業に具体的なメリットがある充実した認証制度にしてほしい。(同趣旨他2件)	川崎市において、女性の活躍推進に積極的に取り組む中小企業を認証する制度の創設を検討しております。 この認証制度創設に向けて、事業所における働き方改革や女性活躍の取組が促進されるよう、認証のための要件や、公共調達の評価項目設定等効果的なインセンティブとなるよう検討を進めてまいります。	C
32	表彰制度の評価項目や入札の際の加点項目に、長時間労働の削減割合、女性の就労継続率や管理職割合、働く環境の整備などを盛り込んでほしい。(同趣旨他1件)		C
33	中小企業が、女性活躍推進に向けて取り組む場合に、その費用の一部を助成してほしい。	費用を直接助成することは想定しておりませんが、女性の活躍に関する状況の把握や課題分析など、中小企業における女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定や積極的な取組に向けて、無料相談窓口設置や専門家派遣などを通じて支援してまいります。	D
34	起業した女性は、社員として女性を雇用する割合も高く、出産や育児に際しても継続して就業する女性が多いことから女性の起業家向けの創業前から安定した経営基盤ができるまで支援のほか、廃業についての相談も受付けるなどワンストップの相談機能を充実させていくとよいのではないかと。	現在、川崎市産業振興財団において、中小企業や起業家が直面する様々な経営課題についての相談や専門家派遣などを行っております。また、川崎市において、多様な主体との連携による、起業・創業支援のワンストップ拠点の設置を平成30年度に予定しており、コンシェルジュを配置するなど、より継ぎ目のない連続的な支援サービスの提供に努めてまいります。 なお、男女共同参画センターの事業として、女性起業家セミナーや相談会、見本市を開催するなどの女性起業家支援も行っています。 引き続き中小企業活性化施策の概要をまとめたガイドブックを作成・配布するとともに、関係機関が連携して女性起業家への支援に取り組んでまいります。	B
35	まずは市役所の女性の責任ある役職者の任用を進める必要があり、積極的な登用が大事である。	川崎市において女性活躍や働き方改革を進め、男女共同参画社会を実現するために、まず市役所における取組の推進が必要だと考えております。女性登用の更なる推進に向け、引き続き能力・意欲・実績を踏まえた適材適所の人事管理を行うとともに女性職員のキャリア形成支援や男女ともに働きやすい職場環境づくり等に努めてまいります。	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
36	<p>学校での教職員の働き方改革はどのような取組をしているのか。</p>	<p>教育委員会事務局及び学校において教職員の業務の負担軽減等の方策について検討するための基礎資料作成を目的に、平成 29 年 10 月から 12 月に教職員の勤務実態調査を実施いたしました。</p> <p>調査の集計及び分析により教職員の勤務時間等の実態及び勤務状況に関する意識を把握し、教職員が心のゆとりを持って児童生徒と向き合う時間や授業の準備等をする時間の確保に向けた取組を進めてまいります。</p>	D

(5) 目標Ⅲに関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
37	各区における女性自治会長の割合の公表や、好事例の共有の機会をつくるなど、町内会や自治会の会長に女性が増えるような取り組みを積極的に行ってほしい。	自治会・町内会など地域団体における役職については、男性がその多くを占めている状況がありますが、地域における男女共同参画の推進に向けては、地域活動等における方針決定過程へ女性の参画を促進していくことが必要であると認識しており、本計画では施策 33 に事業を位置付け、町内会連合会等において理解促進を図るなど取組を進めてまいります。	B
38	基本施策 8 に、地域活動や防災分野における方針決定過程への女性の参画を促進とあるが、どのように女性の参画を促進するのか。	地域における男女共同参画の推進に向けて、地域活動や防災分野における方針決定過程へ女性の参画を促進していくことが必要であり、男女共同参画センターによる地域団体への出前講座や、町内会連合会などにおいて、女性の参画拡大について理解の促進を図ってまいります。 また、避難所運営会議構成員としての女性参加の働きかけや防災会議等の各種会議委員の関係団体への推薦にあたって女性参画の方向性について御理解をいただけるよう取組を進めてまいります。	D
39	各区の防災訓練の中に男女共同参画の視点、女性の視点からの防災展示やブース出展を入れてほしい。	多様な視点を反映し地域防災力を向上させるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実は重要と考えています。これまで男女共同参画センター作成の「避難所運営ガイド」を防災関係部署と連携して配布するほか、区役所の防災訓練やイベント実施の際に男女共同参画センターがブース出展し啓発に努めてまいりましたので、今後も、こうした連携を進めてまいります。 また、各区自主防災組織連絡協議会と市が共同で、毎年開催している自主防災組織リーダー研修への女性の参加の働きかけに努めてまいります。	B
40	「避難所に男女共同参画の視点を」といわれているが、避難所の運営は男性中心という構造は変わっていない。男女共同参画センターと市危機管理室等が連携し、女性リーダーが増えていくような研修会を実施してはどうか。		D
41	より多様な主体の意見を反映できるよう、防災委員に女性が3割になるよう見直しを積極的に図るべきである。	地域防災計画を決定する会議である防災会議について女性委員の比率を高めていくことや、地域における避難所運営等に男女双方の参画を促進することなどを課題として認識しており、今後も、防災分野における女性の参画拡大に向けて、関係団体に働きかけを行うなどして取り組んでまいります。	B
42	市の防災部局の女性職員割合にも配慮が必要である。	川崎市の防災関係部署の職場については、これまでも女性職員の配置実績があり、今後につきましても、女性の意見を災害対応や防災に反映させていく必要があると考えていますので、引き続き意欲や能力・適性に応じた適材適所の人事配置を行ってまいります。	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
43	被災女性のニーズの把握や相談支援等、必要な対応について検討してはどうか。	川崎市地域防災計画において、必要に応じて相談窓口を開設することとなっておりますので、被災時のニーズ把握など、男女共同参画の視点を取り入れた取組を推進してまいります。	D
44	今後はシニア世代の人口増加を踏まえ、単身のシニア（特に男性）が地域活動や地域での家事支援等の場面で活躍できるよう、きっかけづくりを進めていく必要があるのではないかと。その際にも男女別統計をとるなどして男女のニーズの違いなどに配慮した取組を進める必要があるのではないかと。	シニアも含めた男性の地域活動への参画を促進するための講座の実施や男性が主体となって企画運営を行う子育てサロン等の開催を通じ、男性の家庭や地域活動への参画を促進してまいります。 また、必要に応じて性別データの把握に努め、課題やニーズが男女で異なる場合があることに留意して事業を推進してまいります。	B
45	ひとり親家庭や単身女性、単身高齢者などの方々が経済的な困窮状態に陥ることや、社会の中で孤立化することがないように、経済的な自立と孤立化の防止のための支援にも力を入れてほしい。	さまざまな困難な状況にある女性等が安心して暮らせる環境の整備に向けて、高齢者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援、ひとり親家庭に対する支援の充実と自立の促進、貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援など取組を進めてまいります。	B
46	基本施策9で対象としている子どもは、義務教育の範囲の子どもか。	基本施策9では、義務教育外の子どもも対象としている事業を含んでいます。 なお、本計画としては、それぞれの施策が対象範囲とする「子ども」の年齢等の違いに関わらず、総称とした「子ども」を用いております。	D
47	事業番号123について、具体的な取組や対象年齢などを教えてほしい。	事業番号123のライフステージ別の性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての周知啓発については、男女共同参画センターにおいて、関連図書の配架や紹介など情報提供を広く行っていくとともに、妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期・青年期といった世代を対象として、保健や育児に関する相談支援・普及啓発の取組を推進していきます。 具体的には、保健福祉センターにおける思春期保健にかかわる個別相談や小学校・中学校・高校等での性と生殖に関する指導の実施、また妊婦とそのパートナーを対象にした両親学級の開催、産後や更年期における保健指導・相談を実施しております。	D
48	事業番号124の対象者は誰か。	事業番号124の性感染症や薬物の使用などを防止するための正しい知識の普及については、広く市民を対象とした薬物乱用防止に関する周知・広報や出前講座を実施するほか、中学校・高等学校における薬物乱用防止教室も実施します。また、青少年を対象とした性感染症についての正しい知識の普及啓発の講演会を開催します。	D

(6) 計画の推進に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
49	今後もホームページやフェイスブックなどで、随時発信されると、この計画の理念等が多くの方に伝わっていくのではないか。	今後も、男女共同参画社会の実現に向けて、紙媒体だけでなく、ホームページやフェイスブック等も活用して随時、情報等を発信してまいります。	B
50	かわさき男女共同参画ネットワークの会議は年に何回開催しているのか。	かわさき男女共同参画ネットワークは、全体会議を年1回、運営について検討する運営会議(10団体程度で構成)を年3回、そのほか「男女平等かわさきフォーラム」を年1回開催しています。	D
51	数値目標「就業支援事業における女性年間就職決定者数」は、既に目標値を超えているため、目標値を引き上げるべきである。	この数値目標は、川崎市総合計画の成果指標に合わせて、「就職に関する総合相談事業」と「若年無業者の職業的自立支援事業」の女性の年間就職決定者数としましたが、川崎市総合計画第2期実施計画において、成果指標を雇用情勢の変化の影響を強く受ける「若年無業者の職業的自立支援事業」を除外し、施策の取組の成果がより反映できる「就職に関する総合相談事業」のみの年間就職決定者数に見直したため、同計画との整合を図り、この指標を「就職に関する総合相談事業」の女性の年間就職決定者数に見直しました。	D

(7) その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
52	子ども支援センターの増設を検討してほしい。	本市では、地域子育て支援事業として、地域子育て支援センターを市内計 53 箇所に設置し、地域の中で親子で遊べる場づくりの推進や互いに支え合う子育て支援活動を促進するなど、子育て等に関する相談・援助等を進めています。 今後も、平成 30 年 3 月策定予定の「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、既存の地域子育て支援センターを活用し利用者を増やす取組を進めるとともに、子育てひろば・子育てサロンの実施、保育園の園庭開放、子育てサークルの情報提供など地域の子育て支援事業を進めてまいります。	E
53	災害時の避難やジェンダー視点による避難所運営、防災・減災の取組は進んできているが、発災時の被災住民の困りごと相談や、平時とは異なる行政運営の正確な情報を提供するための「よろず相談」の準備は十分に進んでいない。平時からの相談体制整備が必要である。	本市では、地域防災計画に第 4 部第 7 章「情報パニックによる混乱防止措置」や第 5 部第 1 章「相談窓口の開設」などの取組を位置付けており、防災訓練などにおいて緊急時対応の確認などを行っています。 今後も、相談窓口開設などを想定した訓練の実施を検討するなど、平時からの取組を進めてまいります。	E
54	防災備蓄などの啓発だけでなく、もう少し踏み込んだ視点から、暮らしや共働きの多い地域ごとの特性を踏まえた啓発や計画の推進を検討してほしい。	地域防災力の向上には、多様な視点を取り入れることが重要と考えています。これまで、啓発広報物の作成・改定や市主催の防災イベントへの出展等、男女共同参画センターと連携して啓発に努めてまいりました。 今後も、啓発内容等の充実を図りながら、取組を進めてまいります。	E
55	災害時における性的マイノリティの問題については、考慮しているか。	災害時には、女性だけでなく、高齢者や乳幼児、性的マイノリティの人々への対応など、さまざまな取組が必要となると認識しております。したがって、地域防災活動に幅広く市民の皆様に参加していただき、多様な視点の反映に努めてまいります。	E
56	学生や市民が総合計画について意見交換する場があると、市民参画になる。	「総合計画第 2 期実施計画」及び「行財政改革第 2 期プログラム」の策定に向けて、その素案の内容を市長が市民の皆様の説明するとともに、意見交換を行う「市民車座集会」を、平成 29 年 12 月に 2 回開催いたしました。 市民車座集会の意見交換では、会場で市民の方に御意見や御質問など御発言いただいた後に、直接市長が回答し、さらに発言者の方には再質問等をする機会も設けました。こうした運営により、市民の方との意見交換の内容を深めることができたと考えています。 今後も、市民をはじめとした多様な主体と協働・連携した市政運営や地域づくりを推進してまいります。	E

「第4期川崎市男女平等推進行動計画」新旧対照表

意見 番号	修正 箇所	修正後	修正前
18	P. 29	<p>(性同一性障害¹⁶)</p> <p>¹⁶ 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、<u>性同一性障害者について「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定めていることから、生物学的な性別が明らかであるが、心理的には他の性別であるといった状態をいう。</u></p>	<p>(性同一性障害¹⁶)</p> <p>¹⁶ <u>生物学的な性と人格的な性が一致せず、そのことに苦しんでいる状態をいう。</u>「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」は「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定めている。</p>

第4期

川崎市男女平等推進 行動計画

～かわさき☆かがやきプラン～

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざして、第4期川崎市男女平等推進行動計画を策定し、男女平等施策を計画的かつ総合的に推進していきます。

計画期間：平成30(2018)年度～平成33(2021)年度

◎「男女平等」とは、性別による差別を受けることなく人権が尊重されることであり、その達成をめざす手法として、「男女共同参画社会の実現」を位置付けています。

概要版

川崎市

平成30(2018)年3月

計画策定の背景

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 (2015) 年 8 月成立

地域の特性を踏まえ、女性の職業生活における活躍に関する取組を主体的に推進することが求められています。

国の第 4 次男女共同参画基本計画

平成 27 (2015) 年 12 月策定

「あらゆる分野における女性の活躍」や「安全・安心な暮らしの実現」が視点として強調されています。

川崎市の状況

人口・世帯構成の変化

今後の少子高齢化の更なる進展、生産年齢人口の減少などの変化に伴い、社会の活力が低下することが懸念されています。

仕事と生活を取り巻く状況

●女性の就業状況

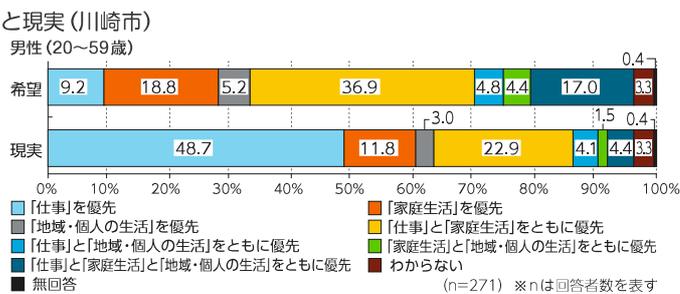
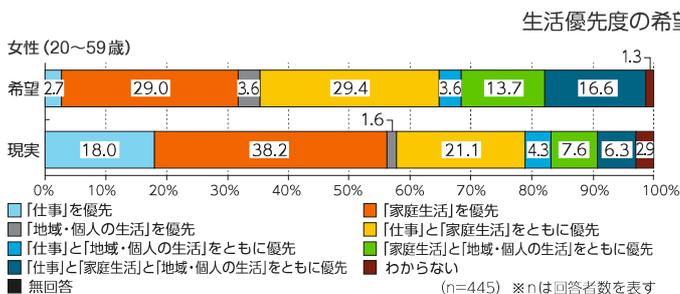
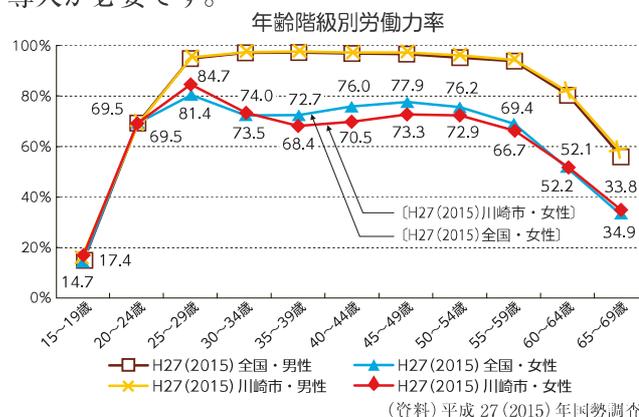
女性の年齢階級別労働力率は、結婚・出産・育児期にあたる年代で低下し、育児が落ちついた時期に再び上昇する「M字カーブ」を描き、M字の底の数值は、全国より低い状況です。

●ワーク・ライフ・バランス状況

男女ともに「仕事と家庭生活をともに優先する」ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を希望する人の割合が高いが、現実には、女性では「家庭生活優先」、男性では「仕事優先」になっている人の割合が高くなっています。

産業を取り巻く環境の変化

グローバル化や「働き方改革」の推進などの変化を的確に捉え、多様なニーズや産業競争の激化に対応していくため、女性の視点も含めた多様な価値観の導入が必要です。



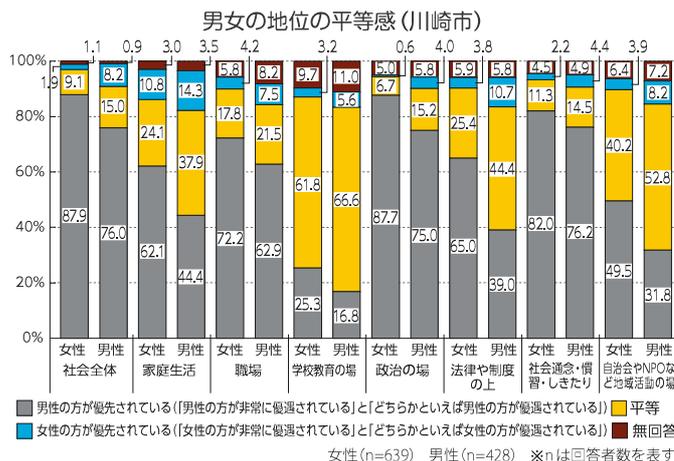
(資料) 平成 26(2014) 年かわさきの男女共同参画に関するアンケート

平日に家事・育児等に費やす平均時間は女性が 5 時間 3 分、男性が 1 時間 30 分と、男性の参加が十分でない状況です。(平成 26 (2014) 年かわさきの男女共同参画に関するアンケート結果)

男女平等に関する意識の状況

「社会全体」で男女平等と感じている人の割合は低いのが現状です。
 固定的な性別役割分担意識は、薄れてきてはいるものの依然として残っており、特に男性に残っている傾向が見られます。

(平成 26 (2014) 年かわさきの男女共同参画に関するアンケート結果)



課 題

「働く場における男女共同参画の推進」に向けた取組の充実

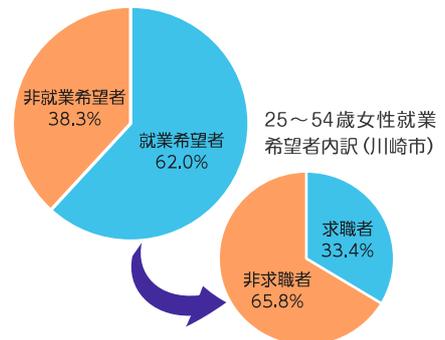
●職業生活と育児・介護などの家庭生活の両立

女性の労働力率が結婚・出産・育児期に低下するM字カーブを描いており、また週間就業時間 60 時間以上の雇用者割合やアンケート調査結果から、男女ともにワーク・ライフ・バランスの実現が難しい状況がうかがえます。

今後も、少子高齢化が進み、育児と介護を同時に担うこと(いわゆる「ダブル・ケア」)などにより、男女ともに時間的制約のある労働者の増加が見込まれることから、仕事と育児・介護等の家庭生活の両立を可能とする環境づくりが必要です。

⇒第4期行動計画への反映：目標_ - 基本施策3、目標~ - 基本施策5

25～54歳女性無業者における就業希望・非就業希望者割合(川崎市)



(資料)平成24(2012)年就業構造基本調査

●職業生活における女性の力の十分な発揮

25～54歳の女性無業者の6割以上が就業を希望している一方で、就業希望者における非求職者の割合も高くなっています。

就業を希望しながらも就業していない女性が多い現状に対しては、女性の力が潜在化している状況等を踏まえた多様な就業支援の取組が必要です。

⇒第4期行動計画への反映：目標~ - 基本施策6

●企業における女性活躍に向けた取組の推進

「川崎市労働状況実態調査」によると、ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている企業は約65%です。女性の職業生活における活躍を推進するためには、活躍の場の提供主体である企業において積極的かつ主体的に取り組まれることが不可欠です。

川崎市においては、99%以上が従業員300人未満の事業所であるため*、企業の取組、特に中小企業における取組を促進していくための具体的な支援等が求められます。

*平成26(2014)年経済センサス基礎調査結果。従業員数300人以上の事業所は全体の0.4%

⇒第4期行動計画への反映：目標~ - 基本施策7

●市役所における男女共同参画の推進

川崎市において女性活躍や働き方改革を進め、男女共同参画社会を実現するために、まず市役所における取組が必要です。⇒第4期行動計画への反映：目標~ - 基本施策4・5

男女共同参画の視点に立った施策の推進

●男女平等やポジティブ・アクション*についての理解の推進

*社会のあらゆる分野における活動に参画する機会にかかる男女間の格差の改善に向け、必要な範囲で、男女いずれか一方に対し機会を積極的に提供すること

⇒第4期行動計画への反映：目標_ - 基本施策1

●男女で課題やニーズが異なる場合があることを意識した施策の推進

⇒第4期行動計画への反映：目標_ - 基本施策9・10

その他

●男女平等や人権侵害に関する相談体制の充実と周知

⇒第4期行動計画への反映：目標_ - 基本施策2

●多様化・複雑化するDV被害への対応

⇒第4期行動計画への反映：目標_ - 基本施策2

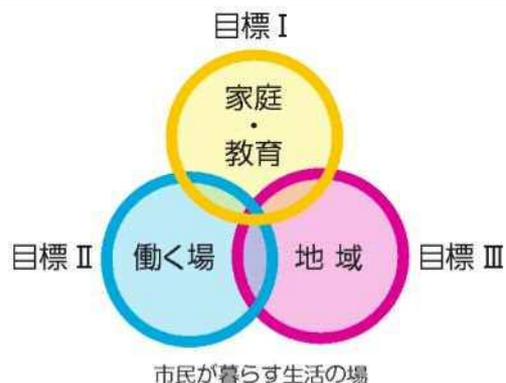
●防災分野における女性の参画

⇒第4期行動計画への反映：目標_ - 基本施策8

基本的な考え方

男女共同参画の考え方を広く浸透させ「男女平等のまち・かわさき」を実現するためには、市民の暮らすあらゆる場面での取組が必要です。

市民が暮らす生活の場を、「家庭・教育」、「働く場」、「地域」という広がりとならぶ重なりのある3つの場として捉え、場面ごとに目標を掲げました。



第4期行動計画の3つの目標

目標Ⅰ

男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進

男女の人権尊重や男女共同参画を理解するための教育や広報・啓発活動を充実させるとともに、DVやセクシュアル・ハラスメントなどの防止や被害者支援の取組を進めていきます。また、男性が家庭生活に参画できる環境づくりや支援も行います。

基本施策1：男女共同参画の理解の促進

基本施策2：女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

基本施策3：家庭生活への男性の参画促進

目標Ⅱ

働く場における男女共同参画の推進

働きたい人が、性別にかかわらずその能力を十分に発揮することができるよう、職場環境の整備を進めるとともに、就業継続、再就職、起業など多様な形での女性活躍に向けた支援を行います。

基本施策4：政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大

基本施策5：男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり

基本施策6：働く女性・働きたい女性への就業等支援

基本施策7：企業における女性活躍に向けた取組の促進

目標Ⅲ

地域でいきいきと暮らすための男女共同参画の推進

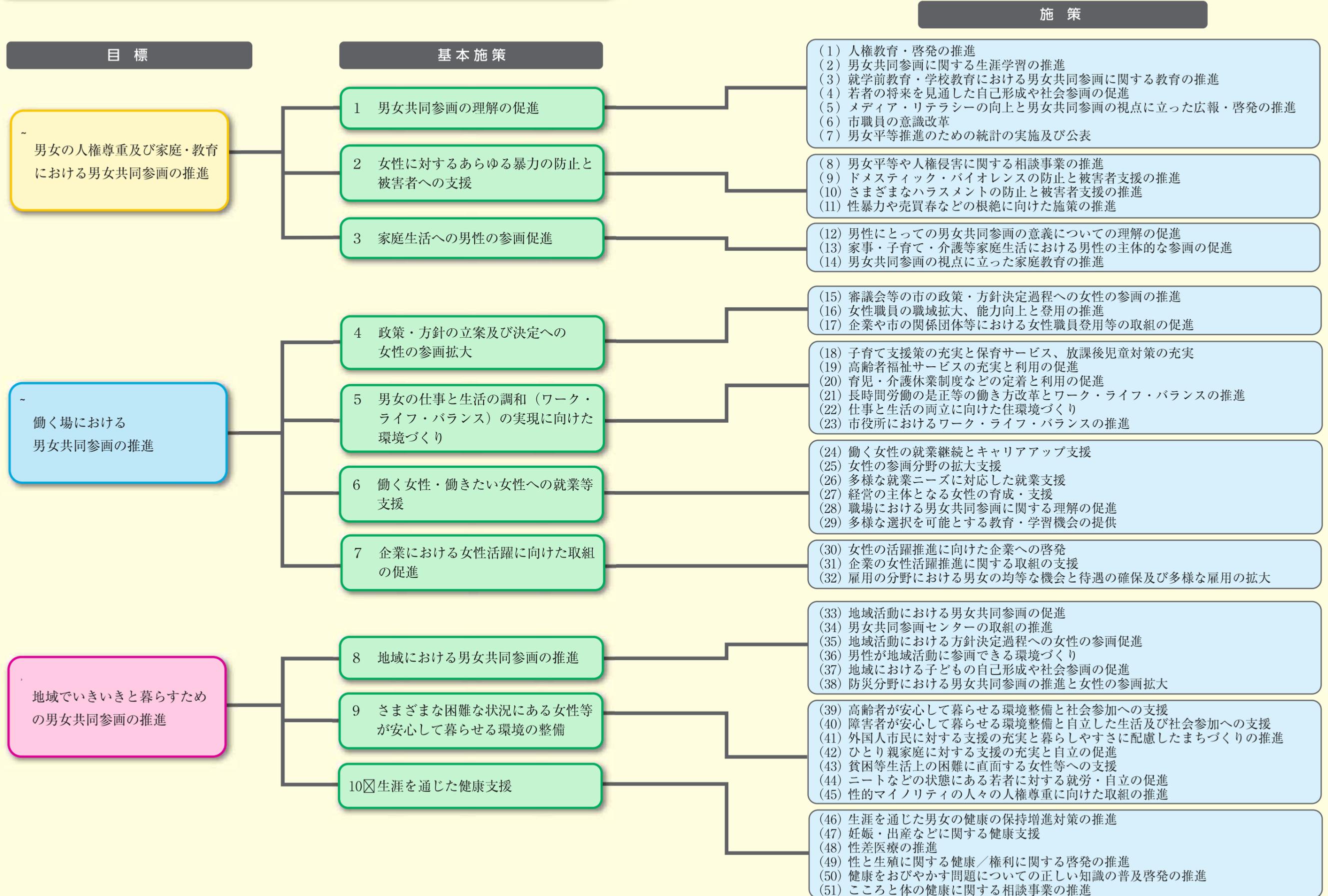
地域活動や防災分野における方針決定過程への女性の参画と、男性の地域活動への参画を促進していきます。また、さまざまな困難な状況にある人々が、地域で安心して暮らしていくための環境整備においても、男女共同参画の視点に立った取組を行います。

基本施策8：地域における男女共同参画の推進

基本施策9：さまざまな困難な状況にある女性等が安心して暮らせる環境の整備

基本施策10：生涯を通じた健康支援

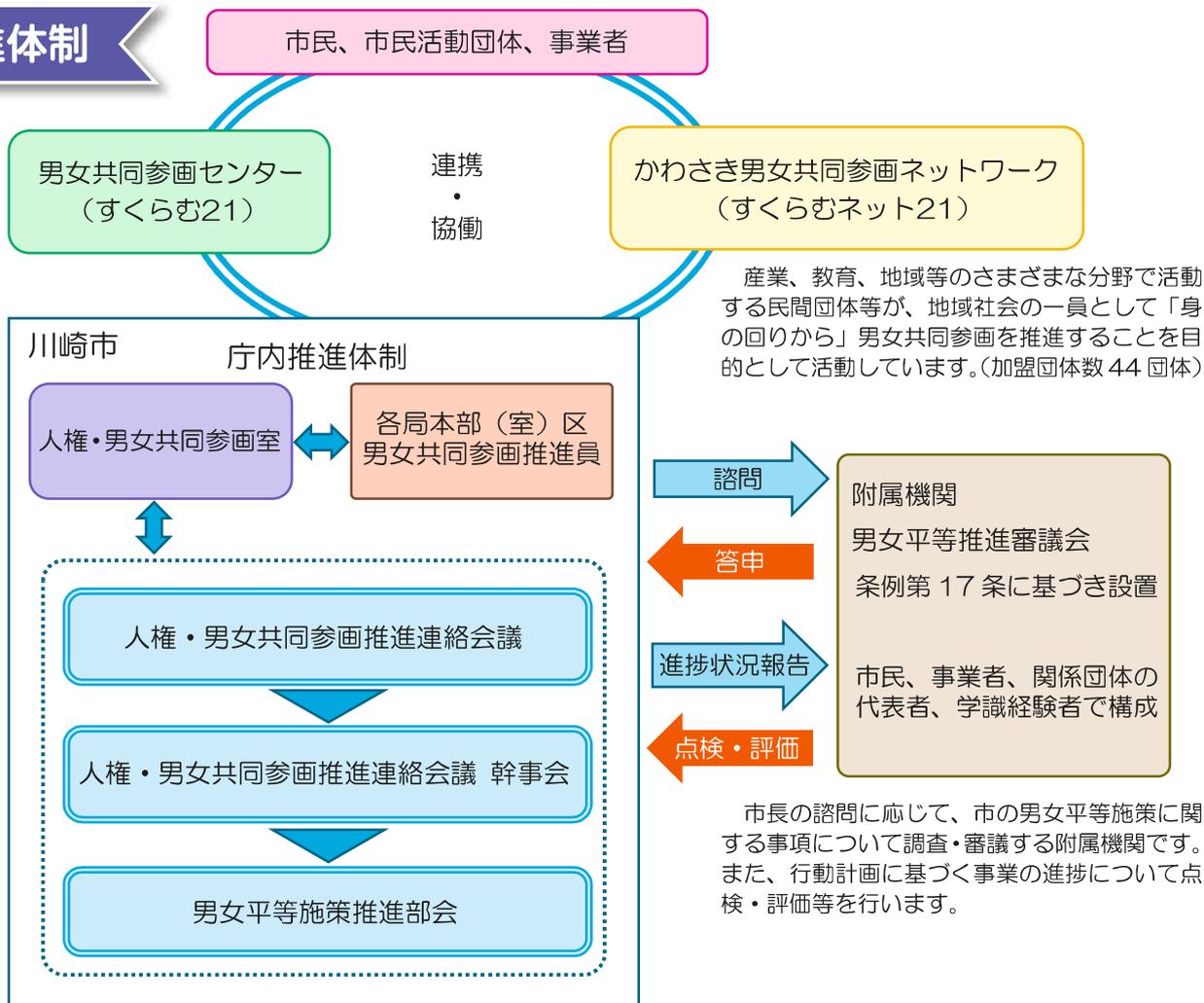
第4期川崎市男女平等推進行動計画体系図



女性活躍推進計画

計画の推進について

推進体制



点検・評価

計画の点検・評価については、事業の進捗状況についての所管課及び各局本部（室）区男女共同参画推進員からの報告と、審議会での評価結果を、年次報告書としてまとめ、公表します。

また、本計画を着実に推進していくため、数値目標を設定しています。

項目【事業番号】	現状値【年度】	目標値【目標年度】
男女が平等になっていると思う市民の割合	28.7%* 【平成 28 (2016) 年度】	33% 以上 【平成 33 (2021) 年度】
審議会等委員に占める女性の割合【38】	31.9% 【平成 29 (2017) 年度】	40% 【平成 33 (2021) 年度】
女性委員ゼロの審議会等をなくす【39】	24 【平成 29 (2017) 年度】	0 【平成 33 (2021) 年度】
市役所課長級職員に占める女性の割合【42】	23.3% 【平成 29 (2017) 年度】	30% 【平成 33 (2021) 年度】
ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業所割合【62】	65.6% 【平成 29 (2017) 年度】	75% 以上 【平成 33 (2021) 年度】
配偶者が出産した市役所職員に占める育児休業取得者割合【66】	3.7% 【平成 28 (2016) 年度】	10% 【平成 33 (2021) 年度】
就業に関する総合相談窓口「キャリアサポートかわさき」における女性年間就職決定者数【72】	236 人 【平成 28 (2016) 年度】	275 人以上 【平成 33 (2021) 年度】

*平成 28 (2016) 年度実施 川崎市総合計画に関する市民アンケート結果



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第4期川崎市男女平等推進行動計画
概要版

平成30(2018)年3月

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2
川崎フロンティアビル9階

電話 044-200-2300

FAX 044-200-3914

メールアドレス 25zinken@city.kawasaki.jp